

## 千葉県産業廃棄物に係る不利益処分の基準

### (目的)

第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する産業廃棄物に係る不利益処分の基準を定め、不利益処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
- (2) 処理施設設置者 法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。
- (3) 不利益処分 次のいずれかをいう。
  - ア 事業の許可の取消し 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、処理業者の許可を取り消すこと。
  - イ 事業の停止命令 法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。
  - ウ 処理施設の設置許可の取消し 法第15条の3の規定により、処理施設の設置許可を取り消すこと。
  - エ 処理施設の使用の停止命令 法第15条の2の7の規定により、処理施設設置者に対して期間を定めて処理施設の使用の停止を命令すること。

### (不利益処分の基準)

第3条 処理業者及び処理施設設置者（以下「処理業者等」という。）に係る不利益処分の基準は、別表のとおりとする。

- 2 事業又は処理施設の使用の停止命令を行う場合は、原則として、事業又は処理施設の使用の全部を停止させるものとする。

### (軽減)

第4条 処理業者等が、別表の3の項（処分内容が停止90日、停止60日及び停止30日である場合に限る。）又は5の項に掲げる各要件に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業又は処理施設の使用の停止命令の期間を軽減できる。この場合において、別表に定める処分内容が、停止90日にあつては、停止60日、停止30日又は停止10日に、停止60日にあつては、停止30日又は停止10日に、停止30日にあつては、停止10日に

するものとする。

- (1) 違反行為等を行った動機等に特に情状を酌量する余地が認められるとき。
- (2) 違反行為等の後、適切な是正措置を講じ、生活環境の保全に努めたと認められるとき。
- (3) その他処分内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 処理業者等が、別表の2の項に掲げる各要件に該当する場合であっても、前項の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、事業又は処理施設の使用の停止命令を行うことができる。この場合において、処分内容は、停止90日、停止60日又は停止30日にするものとする。

(加重)

第5条 処理業者等が、別表の3の項(処分内容が停止60日、停止30日及び停止10日である場合に限る。)又は5の項に掲げる各要件に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業又は処理施設の使用の停止命令の期間を加重できる。この場合において、別表に定める処分内容が、停止60日にあつては、停止90日に、停止30日にあつては、停止60日又は停止90日に、停止10日にあつては、停止30日、停止60日又は停止90日にするものとする。

- (1) 違反行為等が結果として不法投棄を惹起させるなどして、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 違反行為等の是正の指導を受けていたにもかかわらず、これに従わず、当該違反行為等を繰り返し継続しているとき。
- (3) 千葉県から事業又は処理施設の使用の停止命令を受けてから5年を経過していないとき。
- (4) その他処分内容を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

2 処理業者等が、別表の3の項(処分内容が停止90日、停止60日及び停止30日である場合に限る。)又は5の項に掲げる各要件に該当し、かつ、前項の各号のいずれかに該当する場合は、情状が特に重い場合は、第3条の規定にかかわらず、事業の許可又は処理施設の設置許可の取消しを行うことができる。

(複数の取消し等の要件)

第6条 別表に定める要件が複数ある場合、当該要件に係る不利益処分のうち最も重いものを適用する。

(不利益処分の公表)

第7条 不利益処分を行ったときは、千葉県産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公表等に関する要綱(平成23年9月13日環境局長決裁)の規定に基づき公表等を講じるものとする。

(不利益処分の基準の公表)

第8条 この基準は、千葉県ホームページへ掲載する方法により公表するものとする。

2 この基準は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課内において、閲覧又は提供できるものとする。

附 則

この基準は、平成19年9月5日より施行する。

附 則（抜粋）

（施行期日）

第1条 この要綱は、環境局長決裁の日〔平成23年9月13日〕から施行し、同日以後にする不利益処分等について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。

別表

許可の取消し等の要件 (2、3の違反行為は罰条をもって記載)	処分内容
1 法第14条の3の2第1項第1号、第2号、第3号及び第4号並びに法第15条の3第1項第1号	許可取消し
2 法第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号（「情状が特に重いとき」に相当） <ul style="list-style-type: none"> <li>無許可営業（法第25条第1項第1号）</li> <li>不正手段による営業許可取得（同項第2号）</li> <li>無許可事業範囲変更（同項第3号）</li> <li>不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号）</li> <li>事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号）</li> <li>委託基準違反（同項第6号）</li> <li>名義貸しの禁止違反（同項第7号）</li> <li>処理施設無許可設置（同項第8号）</li> <li>不正手段による処理施設設置許可取得（同項第9号）</li> <li>処理施設無許可変更（同項第10号）</li> <li>不正手段による処理施設変更許可取得（同項第11号）</li> <li>無確認輸出（同項第12号）</li> <li>受託禁止違反（同項第13号）</li> <li>不法投棄（同項第14号）</li> <li>不法焼却（同項第15号）</li> <li>指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号）</li> <li>無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第2項）</li> <li>委託基準違反、再委託禁止違反（法第26条第1号）</li> <li>処理施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号）</li> <li>処理施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号）</li> <li>無許可輸入（同条第4号）</li> <li>輸入許可条件違反（同条第5号）</li> <li>不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号）</li> <li>無確認輸出予備（法第27条）</li> </ul>	許可取消し
3 法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号	
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号）</li> <li>虚偽管理票交付（法第27条の2第6号）</li> <li>管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号）</li> </ul>	停止90日

	処理施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号）	停止60日
	保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 （法第27条の2第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 管理票回付義務違反（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第5号） 引受禁止違反（同条第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号） 電子管理票虚偽登録（同条第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号） 処理困難通知保存義務違反（同条第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号） 事業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 報告拒否、虚偽報告（同条第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号） 技術管理者設置義務違反（同条第9号）	停止30日
	事故時応急措置命令違反（法第29条第7号）	応急措置に必要な期間の停止
	その他の違反行為	停止10日
4	法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項、法第15条の2の7第1号及び第2号並びに法第15条の3第2項	改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）
5	法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号	停止30日

